

国民保護に関する業務計画

公益社団法人熊本県トラック協会

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、公益社団法人熊本県トラック協会（以下「協会」という。）の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

1. 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、熊本県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。
2. 国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針、県国民保護計画及びこの計画に基づき、自らの業務に係る国民保護措置を実施し、次の点に留意する。

（1）国民に対する情報提供

報道機関を通じた広報や、インターネット等の活用により、国民に対して迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

（2）関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から国、熊本県（以下「県」という。）、県内市町村その他の関係機関との連携体制の整備に努める。

（3）国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、国、県、県内市町村その他の関係機関から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

（4）安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、国、県、県内市町村その他の関係機関の協力を得つつ、協会関係者のほか、協会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

（5）県対策本部長の総合調整

県に熊本県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置され、熊本県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整

が行われた場合に2は、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。

熊本県知事（以下「知事」という。）、県内市町村長により緊急物資の運送の求めがあった場合には、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施する。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1. 国民保護に関する連絡調整のための体制の整備

協会の業務に係る国民保護措置に関する事務について会組織内の連絡及び調整を図るための体制を整備する。

2. 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

自ら管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう努める。また、連絡ルートの多重化など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 通信体制の整備

①武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、必要な通信体制の整備に努める。

②通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても確実に通信が行えるよう、通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。

3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための協会における必要な体制を迅速に確立するため、関係者の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め周知する。また、武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、交代要員の確保等に関する体制を整備する。

4. 特殊標章等の適切な管理

知事が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ知事より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、知事に対して申請を行い、適切に管理を行う。

第2節 関係機関との連携

平素から関係省庁、県、県内市町村、指定公共機関、他の指定地方公共機関その他の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。

第3節 緊急物資輸送に関する情報提供の備え

武力攻撃事態等において、運行状況等緊急物資の運送に関する情報を、連絡網、ホームページ等を活用して、会員等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備する。

第4節 警報又は避難の指示の伝達体制の整備

知事から警報又は避難の指示の内容の通知を受けた場合の会組織内等における警報又は避難の指示の伝達先、連絡方法、連絡手順など必要な事項を定める。

第5節 自ら管理する施設等に関する備え

1. 自ら管理する施設等について、武力攻撃事態等において、避難者等の集中、殺到又は混乱などに備えて、適切な緊急物資輸送を図るための体制の整備に努める。
2. 武力攻撃事態等において、自ら管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため、あらかじめ体制等の整備に努める。

第6節 緊急物資輸送に関する備え

1. 知事、県内市町村長より緊急物資輸送の求めが行われることに備え、国や県、県内市町村と連携しつつ、必要な基礎資料の準備など緊急物資輸送の実施に必要な体制の整備、異なる輸送モードを含めた他の指定公共機関、指定地方公共機関との協力体制の構築に努める。
2. 国、県、県内市町村が、緊急物資輸送を実施するための体制の整備を行うに当たっては、連絡先、輸送力及び輸送施設に関する情報の提供、県、県内市町村との協定の締結など必要に応じて協力を行うよう努める。

第7節 備蓄

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、必要な体制の整備に努める。

第8節 訓練の実施

平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう、国又は県、県内市町村等が実施する国民保護措置についての訓練への参加に努める。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県対策本部への対応

1. 県対策本部が設置された場合には、県対策本部が県の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努める。
2. 知事から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、会組織内等に迅速にその旨を周知する。

第2節 活動体制の確立

1. 国民保護対策を統括する組織の設置
 - (1) 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、別途、協会で定めた緊急・救援輸送業務実施要綱で定める災害対策地方本部（以下「地方本部」という）を設置する。
 - (2) 地方本部は、協会組織内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び協会組織内での共有、広報ならびにその他必要な業務を統括する。
 - (3) 地方本部を設置した時は、県対策本部に連絡を行う。
 - (4) この計画に定めるもののほか、地方本部の運営に関する事項については、緊急・救援輸送業務実施要綱の定めるところによる。
2. 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、緊急・救援輸送業務実施要綱の定めるところにより、必要に応じ、関係職員の緊急参集を行う。
3. 情報連絡体制の確保
 - (1) 情報収集及び報告
 - ①自ら管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集し、地方本部は、これらの情報を集約し、速やかに県に報告する。
 - ②地方本部は、県対策本部より武力攻撃の状況や国民保護措置を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、会組織内での共有を行う。
 - (2) 通信体制の確保
 - ①武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。
 - ②国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずる。また、直ちに県に支障の状況を連絡する。
 - ③武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に十分に配慮の上、速やかに応急

の復旧を行う。

(3) 活動体制の確保

武力攻撃事態等が長期に及んだ場合は、交代要員を確保するなど体制の維持に努める。

第3節 安全の確保

1. 国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県又は県内市町村から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等による支援を受け、これらを活用し、協会関係者のほか、協会の実施する国民保護措置に従事する者の生命、身体に危険が及ぶことのないよう、安全の確保に十分に配慮する。
2. 国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条に基づき特殊標章又は身分証明書を使用する場合には、知事の許可に基づき適切に使用する。

第4節 関係機関との連携

政府対策本部、関係省庁、県、県内市町村、指定公共機関及び他の指定地方公共機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努める。

第5節 緊急物資輸送に関する情報提供

武力攻撃事態等において、運行状況等緊急物資の運送に関する情報を、連絡網、ホームページ等を活用して、会員等に対し適時かつ適切に提供できるよう努める。

第6節 警報の伝達

知事より警報の通知を受けた場合には、緊急・救援輸送業務実施要綱の定めるところにより、会組織内における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、会員等への伝達に努める。警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

第7節 自ら管理する施設等の適切な管理及び安全確保

1. 武力攻撃事態等において、自ら管理する施設等について、安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努める。
2. 自ら管理する施設等について、利用者等の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により災害、事故等への対応に準じて、これらの者の適切な誘導に努める。

第8節 緊急物資輸送

1 緊急物資輸送

- (1) 知事から避難の指示の内容の通知を受けた場合には、緊急・救援輸送業務実施要綱の定めるところにより、協会内における迅速かつ確実な伝達を行う。
- (2) 知事から避難の指示が行われる場合には、県と緊密に連絡を行い、必要に応じて、知事、県内市町村長より緊急物資輸送の求めが行われることに備え、輸送力の確保など緊急物資輸送の実施に必要な体制を整える。
- (3) 県内市町村長から避難実施要領の作成にあたって意見を求められた場合、適切に対応するとともに、避難実施要領の通知があった場合には、協会内における情報共有を図るほか、その内容に応じ、必要な体制の確保に努める。
- (4) 知事、県内市町村長より緊急物資輸送の求めがあった場合には、車両や施設の故障等により当該運送を行うことができない場合、又は輸送に従事する者の生命、身体に危険が及ぶ恐れがある場合など正当な理由がない限り、これらの輸送を的確かつ迅速に行う。
- (5) 緊急物資輸送の実施に当たっては、当該運送の求め等を行った者より提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。また、気象条件等の運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して安全確保のため必要な措置を講じる。

2 輸送の維持

- (1) 緊急物資輸送に必要な車両、施設の状況確認等、武力攻撃事態等において緊急物資を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- (2) 緊急物資輸送を実施するため特に必要があると認めるときは、知事、県内市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。
- (3) 輸送に障害が生じた場合には、必要に応じ、国土交通省や県など関係機関に当該障害について連絡を行うとともに、国土交通省や県など関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等と連携し、代替輸送の確保に努める。

第9節 安否情報の収集

地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努める。

第10節 応急の復旧

1. 武力攻撃災害が発生した場合、自ら管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に十分に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
2. 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止を最優先に行うよう努めるとともに、緊急物資輸送の確保に考慮した応急の復旧に努める。
3. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、知事に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。
4. 地方本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県に報告する。

第4章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

1. 県に緊急処理事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて、別途、協会で定めた緊急・救援輸送業務実施要綱で定める地方本部を設置する。
2. 地方本部は、協会組織内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び会組織内での共有、広報ならびにその他必要な業務を統括する。
3. 地方本部を設置した時は、県の緊急処理事態対策本部に連絡を行う。
4. この計画に定めるもののほか、地方本部の運営に関する事項については、緊急・救援輸送業務実施要綱の定めるところによる。

第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第3章までの定めに基づいて行う。

第5章 計画の適切な見直し

1. 適宜この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更し、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告を行う。また、関係市町村長に通知するとともに、ホームページ等において公表を行う。
2. この計画の変更に当たり必要があると認めるときは、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう

努める。